

京都大学人文科学研究所規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第三十三号)

京都大学人文科学研究所規程(平成十二年達示第二十五号)の全部を次のように改正する。

京都大学人文科学研究所規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学人文科学研究所(以下「人文科学研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 人文科学研究所は、世界文化に関する人文科学の総合研究を行うことを目的とする。

(所長)

第三条 人文科学研究所に、所長を置く。

2 所長は、人文科学研究所の専任の教授をもって充てる。

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き四年を超えることができない。

4 所長は、人文科学研究所の所務を掌理する。

(副所長)

第四条 人文科学研究所に、副所長二名を置く。

2 副所長は、人文科学研究所の専任の教授のうちから所長が指名する。

3 副所長の任期は、二年とし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。

4 副所長は、所長の職務を助ける。

(教授会)

第五条 人文科学研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(研究部門)

第六条 人文科学研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。

文化研究創成研究部門

文化生成研究部門

文化表象研究部門

文化構成研究部門

文化連関研究部門

(漢字情報研究センター)

第七条 人文科学研究所に、附属の研究施設として、漢字情報研究センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターに、センター長を置き、人文科学研究所長をもって充てる。

3 センター長は、センターの業務をつかさどる。

4 センターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

（研究科の教育への協力）

第八条 人文科学研究所は、文学研究科の教育に協力するものとする。

（事務組織）

第九条 人文科学研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

（内部組織）

第十条 この規程に定めるもののほか、人文科学研究所の内部組織については、所長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する所長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

3 次に掲げる規程は、廃止する。

一 京都大学人文科学研究所協議員会規程（平成十二年達示第二十六号）

二 京都大学人文科学研究所長候補者選考規程（昭和三十二年達示第十二号）